≪令和８年度≫
民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業
募集要項【ブロック塀等撤去】

住宅長寿命化・ＣＯ２削減・ユニバーサルデザイン・耐震性リフォーム

安心・安全のまちづくり、地域商工業の活性化



【申込受付場所・時間】

受付期間　　令和８年４月１日(水)～１１月３０日(月)（土日、祝日を除く）

受付時間　　午前９時～１２時　午後１時～４時

受付場所　　善通寺市役所３階　くらし支援課

※ 申請書等は、以下のように検索していただくと、善通寺市HPからダウンロードできます。なお、申込みは委任状があれば代理人でも可能です。

善通寺市　ブロック塀撤去　補助　検索

（目　　的）平成30年６月に発生した大阪府北部地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、市内にあるブロック塀等の撤去を、市内に本社・本店がある施工業者を利用して行う市民の方に、善通寺市商品券を交付します。

令和８年度より紙の商品券またはゼンツウジペイによるデジタル商品券のどちらかを選択できます。

※交付する商品券をブロック塀の撤去費用に充てることは出来ませんのでご注意下さい。

（補助制度概要）

補助対象ブロック塀等撤去工事費の５０％に相当する額で、

最大（上限）１０万円分の商品券が交付されます。※1,000円未満切り捨て

（計算例　工事費　10万円の場合　⇒　10万円×50%＝　5万円の商品券

工事費　20万円の場合　⇒　20万円×50%＝10万円の商品券）

１．対象者

（１）市内に対象ブロック塀等を有している方

（２）本市の市税に滞納がない方

（３）暴力団員もしくはその関係者でないこと

２．対象ブロック塀等

（１）市内にある**コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の塀**で、道路からの高さが１メートル以上かつ**組積造の部分が６０センチ以上**のもの。

（２）**不特定多数の者が日常的に通行する道路または公共施設の敷地に面しているもの。**

３．対象工事

（１）対象工事の**施工業者が**、市税に滞納がなく、**市内に本社、本店を有する業者**。（個人事業者は住民票を有すること。）また、暴力団と関係がないこと。

（２）**市長が補助交付決定後に着手するもの**

（３）**令和９年２月26日（金）までに、市に所定の完了報告書が提出できる工事**

４．交付対象となる工事

ブロック塀等の撤去工事（撤去にかかる費用のみ対象）

※他の公的助成となるブロック塀等は対象外

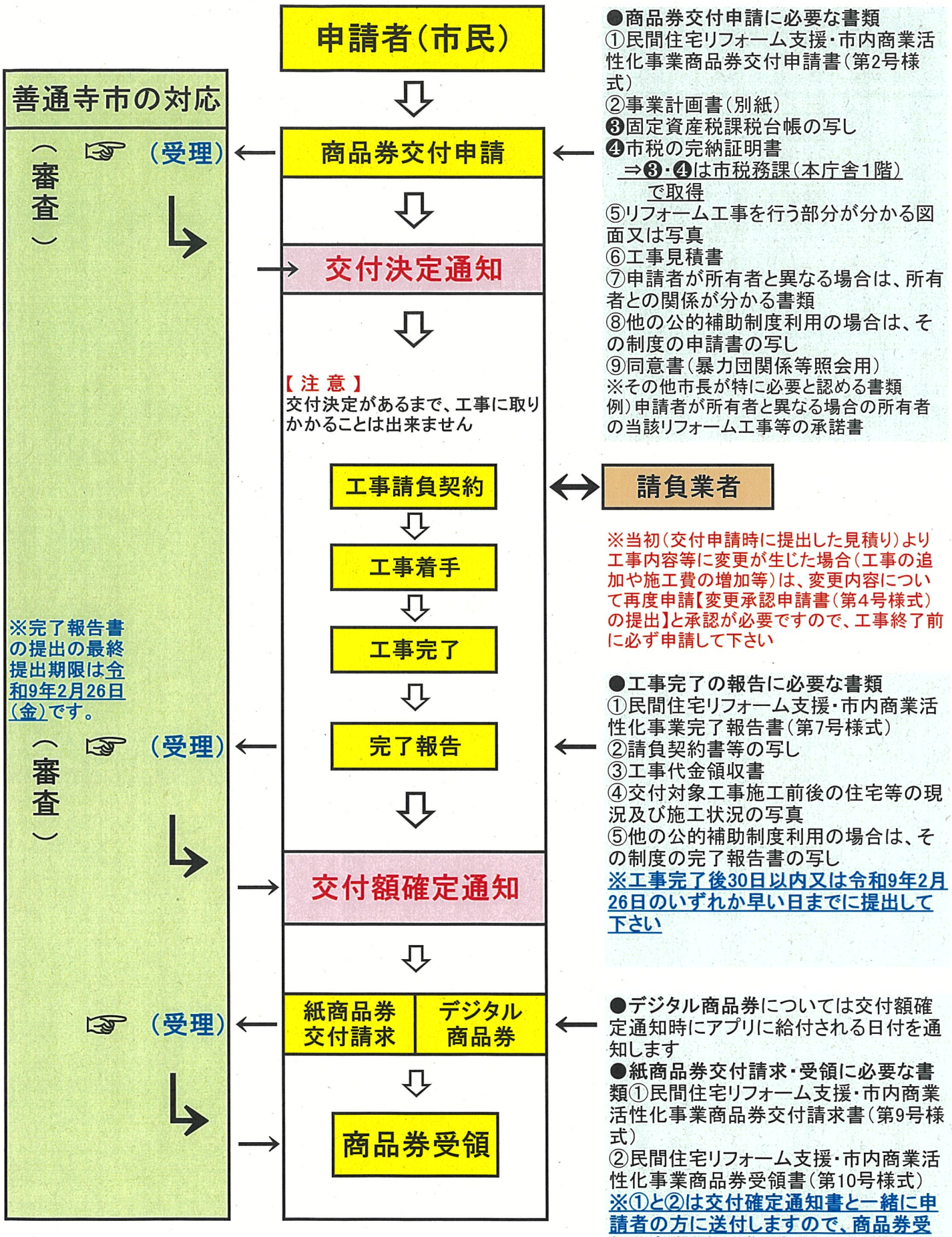
５．交付の対象外となる工事等

新たにフェンス等を立てる工事等、ブロック塀撤去以外にかかる工事。（下記 注意点参照）

６．注意点

ブロック塀を撤去した後に新たなブロック塀やフェンス等を設置する場合は、**ブロック塀の撤去に関する費用のみが助成の対象となります**。ブロック塀の撤去とフェンス等の新設を同時に同じ業者で施工しても構いませんが、**見積書にブロック塀の撤去にかかる費用が分かるように記載してください。**

民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業申請の流れ



●商品券交付申請に必要な書類
①民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業商品券交付申請書（第2号様式）
②事業計画書（別紙）
❸固定資産税課税台帳の写し
❹市税の完納証明書
⇒❸・❹は市税務課（本庁舎1階）で取得
⑤リフォーム工事を行う部分が分かる図面又は写真
⑥工事見積書
⑦申請者が所有者と異なる場合は、所有者との関係が分かる書類
⑧他の公的補助制度利用の場合は、その制度の申請書の写し
⑨同意書（暴力団関係等照会用）
※その他市長が特に必要と認める書類
例）申請者が所有者と異なる場合の所有者の当該リフォーム工事等の承諾書

※当初（交付申請時に提出した見積り）より工事内容等に変更が生じた場合（工事の追加や施工費の増加等）は、変更内容について再度申請【変更承認申請書（第4号様式）の提出】と承認が必要ですので、工事終了前に必ず申請して下さい

●工事完了の報告に必要な書類
①民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業完了報告書（第7号様式）
②請負契約書等の写し
③工事代金領収書
④交付対象工事施工前後の住宅等の現況及び施工状況の写真
⑤他の公的補助制度利用の場合は、その制度の完了報告書の写し
※工事完了後30日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに提出して下さい

●デジタル商品券については交付額確定通知時にアプリに給付される日付を通知します
●紙商品券交付請求・受領に必要な書類①民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業商品券交付請求書（第9号様式）
②民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業商品券受領書（第10号様式）
※①と②は交付確定通知書と一緒に申請者の方に送付しますので、商品券受領に来庁される際に提出して下さい

商品券交付の条件に違反があった場合、対象工事を市の承諾なく変更、中止した場合、提出書類に、虚偽、不正の行為があった場合等には、商品券の交付決定を取り消す場合があります。